

郡山女子大学大学院学則

第五章 教育課程及び履修方法等

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第13条 研究科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

第13条の2 単位数の計算方法は、郡山女子大学学則第10条第2項の規定を準用する。

第13条の3 1年間の授業を行う期間は、35週にわたるものとする。

第13条の4 履修授業科目の単位の認定は、筆記試験又はレポートの成績評価によるものとする。

2 成績の評価は、次によって表するものとし、60点以上のものについて単位を認定する。

「S」100点～90点、「A」89点～80点、「B」79点～70点、「C」69点～60点

第13条の5 修士課程においては、昼夜開講制（昼間の時間帯のほかに、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことをいう。）を設ける。

2 前項の昼夜開講制は、学生の履修形態上の区分に応じ、次の3コースに分ける。

「1年制コース」 集中的に授業・研究指導を受け、1年間で課程修了の要件を満たそうとするもので、主として実務経験を有する者を対象とする。

「2年制コース」 授業科目の履修及び研究指導を受ける期間を2年とするもの。

「長期在学コース」 あらかじめ2年を超える期間を在学予定期間として授業科目の履修及び研究指導を受けるもの。

3 昼夜開講制に関する必要事項は、別に定める。

第13条の6 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、この場合には、あらかじめ当該他の大学院等との間に、研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

2 前項の規定は、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第14条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第15条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第48条の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第15条の2 第14条及び第15条で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第16条 中学校、高等学校の教諭の一種免許状を有している者が、専修免許状の授与を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて本大学院が定める科目の単位を修得しなければならない。

第17条 本学大学院において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

人間生活学研究科	人間生活学専攻	中学校教諭専修免許状〔家庭〕
		高等学校教諭専修免許状〔家庭〕

第六章 課程修了の要件及び学位の授与等

第18条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、第8条第2項の規定により修業年限を1年とした昼夜開講制の1年制コースにあつては、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第18条の2 博士（後期）課程と一貫したプログラムに基づく修士課程の修了要件については、博士論文研究基礎力審査の合格をもって、第18条に定める「修士論文の審査」又は「特定の課題についての研究の成果の審査」及び「最終試験」の合格に代えることができる。また、単位数は第18条第1項の規定にかかわらず、本学大学院に2年以上在学し、36単位以上修得することとする。

第19条 博士（後期）課程の修了の要件は、本学大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、42単位（修士課程を修了した者にあつては、当該課程において修得した単位を含む。）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。

第20条 修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査に関する事項は、別に定める。

2 研究科は、必要があるときは、学位論文の審査について他大学の大学院の教員等の協力を求めることができる。

第21条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者に対して行う。

第22条 第18条又は第19条に規定する修了要件を満たした者については、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定する。

第23条 前条において認定を得た者に対しては、課程区分に従い、次の学位を授与する。

修士課程	人間生活学研究科	修士（家政学）
------	----------	---------

博士（後期）課程	人間生活学研究科	博士（家政学）
----------	----------	---------